

## 議案第 9 1 号

### 前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例の改正について

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

前橋市長 山 本 龍

#### 前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例の一部を改正する条例

前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例（平成 6 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（使用料の額等）」に改め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、使用時間が 1 0 時間を超え 2 4 時間までの駐車に係る使用料の額は 1 , 0 0 0 円とし、使用時間が 2 4 時間を超える場合は、2 4 時間ごとに出場したものとみなして、使用料の額を算定する。

第 5 条に次の 2 項を加える。

- 3 市長は、使用者の利便を図るため、前橋市民交流プラザ等駐車場については、回数駐車券を発行することができる。
- 4 前項の回数駐車券の発行及び使用について必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出場する自動車に係る駐車料金について適用する。